



# 成年後見制度利用促進における国の動向

令和3年11月18日

厚生労働省 社会・援護局

地域福祉課成年後見制度利用促進室

係長 安藤 亨

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- **成年後見制度利用促進基本計画と改定に向けた動き**

# 1 現行基本計画に基づく取組について

## 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年5月施行)

【目的】 認知症、障害により**財産の管理及び日常生活に支障がある者を社会全体で支え合うことが高齢社会における喫緊の課題**であり、かつ、**共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないこと**に鑑み、成年後見制度の利用促進施策を総合的かつ計画的に推進すること

⇒成年後見制度利用促進会議(法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣で構成)を設け、成年後見制度利用促進専門家会議(当事者、有識者等で構成)の意見を聴いた上で、成年後見制度利用促進基本計画を定めるなどして推進

## 成年後見制度利用促進基本計画(H29年度～R3年度) (平成29年3月閣議決定)

### 1 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- 財産管理のみならず、**意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代**
- 本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

### 2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- **①制度の広報、②制度利用の相談、③制度利用促進(受任調整等)、④後見人支援等の機能を整備**
- 本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体等の協力体制(「協議会」)、**コーディネートを行う「中核機関」の整備**

### 3 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- 後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討

## 基本計画に基づく主な取組

- 各地域において、適切な後見人候補者を家裁に推薦する取組を順次実施  
また、平成31年1月、最高裁から各家裁に適切な後見人の選任等に関する基本的考え方(親族等の候補者がいる場合、まず親族を選任する方向で検討することや柔軟に後見人の交代を行うこと)を情報提供  
各家裁において、専門職団体との意見交換を実施。一部の家裁で上記基本的考え方に沿った運用を開始
- 最高裁が診断書の書式を改訂し、平成31年4月から運用を開始

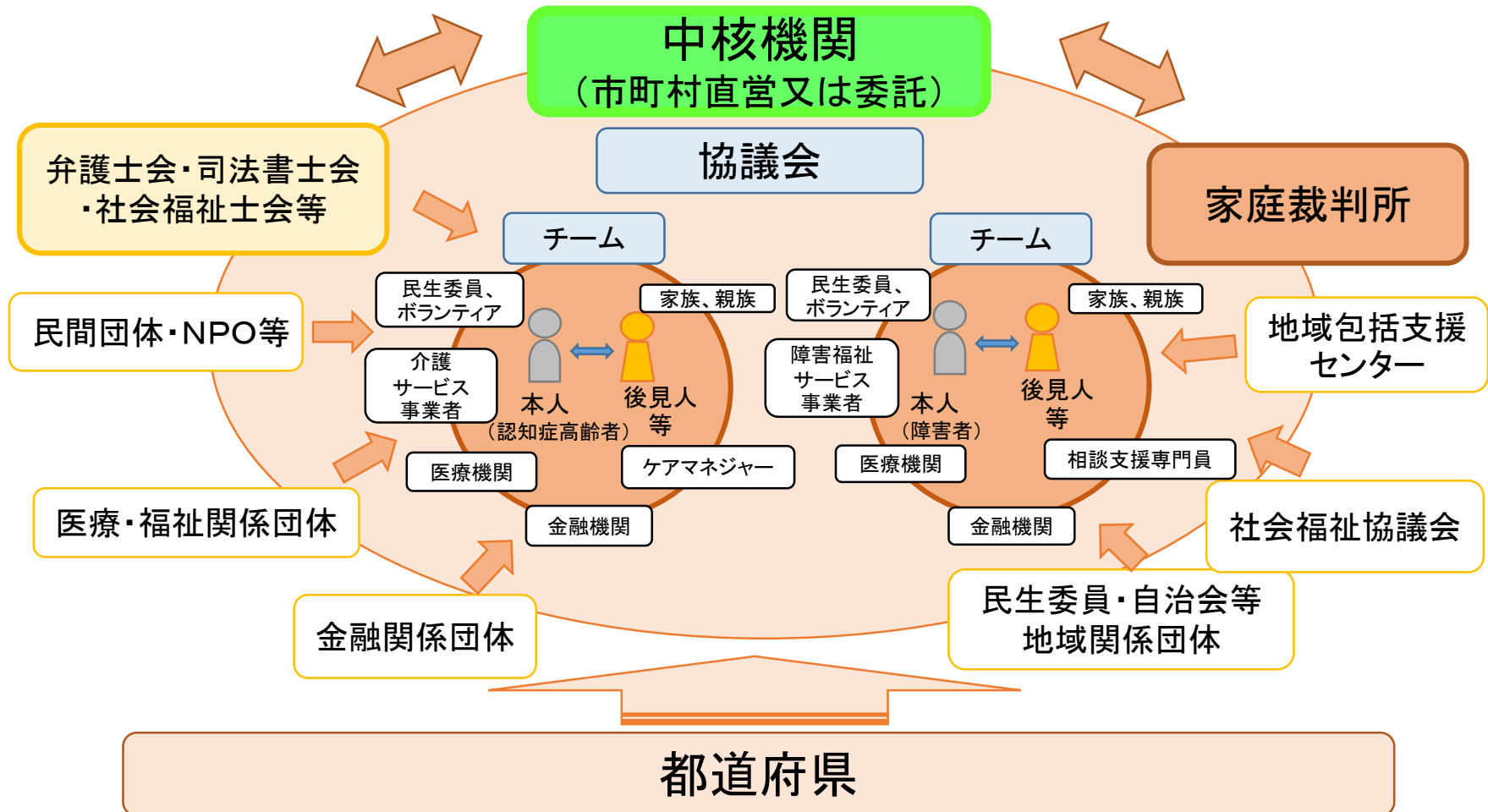
- 4つの機能整備や中核機関等の体制整備に関する各種手引きの作成、研修の実施、地域の先進的事例を周知
- 平成30年度から、中核機関の運営費に係る交付税を措置。令和元年度から、中核機関の立ち上げ・先進的取組への予算補助を措置

- 平成30年3月、金融関係団体や関係省庁等により、成年後見制度支援預貯金(出金に家裁の許可を必要とする預貯金)の考え方を取りまとめ。金融機関において順次導入

# 地域連携ネットワークとその中核となる機関

- 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

※チーム・・・本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思等を継続的に把握し必要な対応を行う。  
※協議会・・・法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が必要な支援を行えるよう、自発的な連携・協力をするための合議体。  
※中核機関・・・地域連携ネットワークが①広報、②相談、③利用促進(受任調整等)、④後見人支援の機能により、地域の権利擁護を果たすように主導する。



# 中核機関について

- 中核機関とは、「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、地域連携ネットワークが、地域の権利擁護(以下の4つの機能)を果たすように主導する役割。また、専門職による専門的助言等の支援を確保する。

【4つの機能】 ①広報、②相談、③制度利用促進(受任者マッチング)、④後見人支援

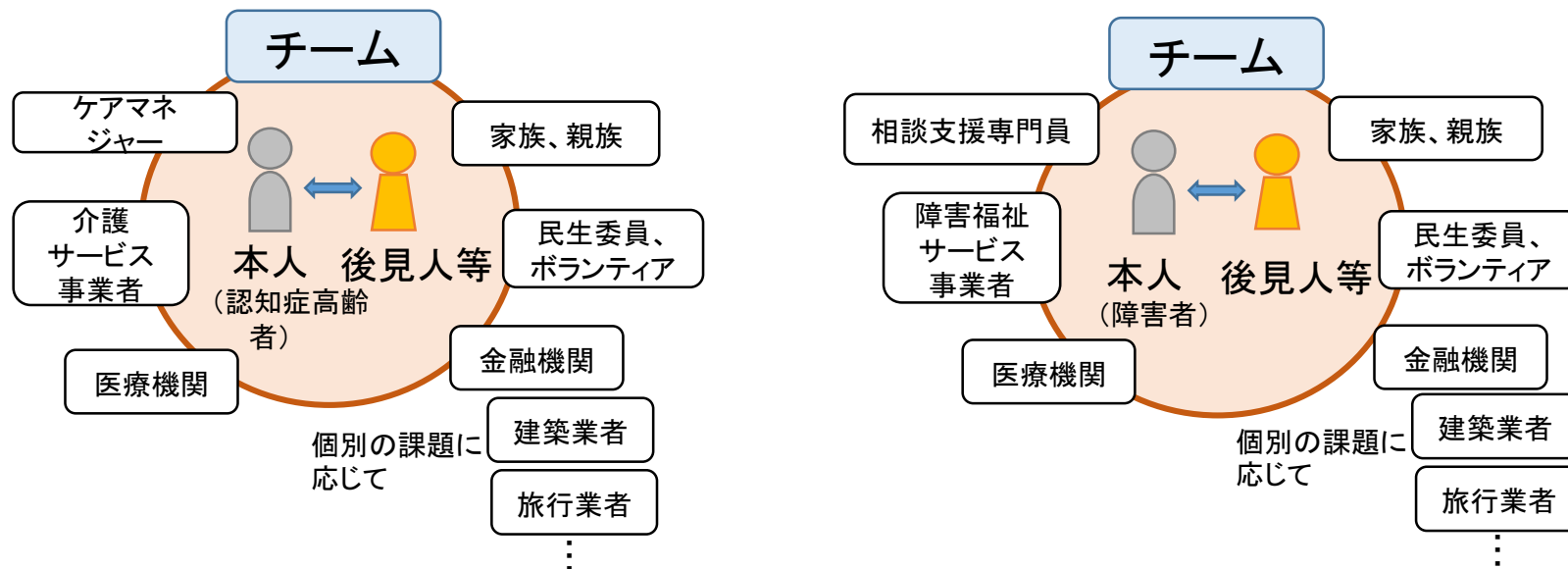
- 協議会の事務局

## 中核機関 (市町村直営又は委託)

- ◎ 地域に応じて柔軟に整備していただく観点から、具体的な要件はない。  
(いわゆる箱物新設ではない。)
- ◎ 「全国どこに住んでいても権利擁護支援が届くような体制を整える」との観点から、まずは一刻も早く中核機関等の体制整備が急務  
「小さく生んで大きく育てる」という考え方。

# 「チーム」について

- 必ずしも一から作る必要は無く、実際には、ケアマネジャーや相談支援専門員等が作っている既存のチームに後見人が参加するケースも少なくないと考えられる。



**内容** 本人に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人が**チーム**となって**日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み**

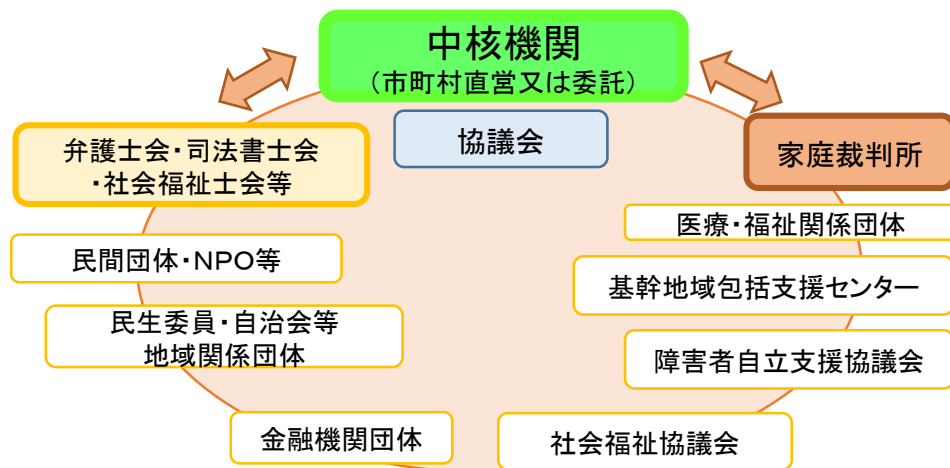
**メンバー例** 家族・親族、ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員、金融機関、市町村窓口、専門職、建築業者、旅行業者 等

**エリア** 日常生活圏域 等

# 「協議会」等合議体について

- 地域ケア会議や障害者自立支援協議会など、他の福祉部門の協議会等の権利擁護版であり、新たに一から構築する必要は必ずしもない。
- 例えば、各地域において取組が進められてきた地域包括ケアシステム関係機関等のネットワークや障害者自立支援協議会のネットワークの一部に、まず連携が必要な家庭裁判所や法律専門職団体等の「司法」との連携を加えていくことも想定される。
- ポイントは、司法も含めた関係者との連携であり、「顔の見える関係」を構築すること。

## イメージ



内容 後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、**専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体**

メンバー例 上記の絵は一例。地域の事情を踏まえ適宜選定（例:商工会や警察など）

エリア 自治体圏域～広域圏域常生活圏域 等

都道府県が広域的・専門的支援を行う協議会を置くことも考えられる

工程表における記載	KPI（令和3年度末の目標）	
	項目	数値等の目標 ※（ ）内はR1.10時点（一部除く）の実績値
I 制度の周知	・中核機関（権利擁護センター等を含む）においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 <small>（参考値） ・成年後見制度利用者数（保佐・補助・任意後見割合を含む）</small>	全1741市区町村 （559市区町村）
II 市町村計画の策定	・市町村計画を策定した市区町村数	全1741市区町村 （134市区町村）
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用	・後見人等による意思決定支援の在り方についての指針の策定	
	・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数	全47都道府県
	・2025年度末までに認知症関連の各種養成研修への意思決定支援に関するプログラム導入	
	・厚生労働科学研究「障害者の意思決定支援の効果に関する研究」の研究成果として「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の活用・理解促進のための研修カリキュラムの策定	
IV 地域連携ネットワークづくり	・中核機関（権利擁護センター等を含む）を整備した市区町村数	全1741市区町村 （589市区町村）
	・中核機関（権利擁護センター等を含む）において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数	800市区町村 （273市区町村）
	・中核機関（権利擁護センター等を含む）において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数	200市区町村 （80市区町村）
	・協議会等の合議体を設置した市区町村数	全1741市区町村 （150市区町村）
V 不正防止の徹底と利用しやすいの調和	・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数	3500人
	・全預金取扱金融機関（※）の個人預金残高に占める後見制度支援預金又は後見制度支援信託を導入済とする金融機関の個人預金残高の割合 ※ネットバンク等の店舗窓口において現金を取り扱っていない金融機関及び業域・職域信用組合に係る個人預金残高は除く。	50%以上 （約12%（※）） ※H30.12末時点
VI 成年被後見人等の医療・介護に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	・医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療・介護等の提供	
VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	・成年後見等の権利制限に係る法制上の措置の見直し	措置のある法律 190

全市区町村に向けたKPIは、**広報・相談機能を有した**  
**①中核機関（権利擁護センター等を含む）の整備、②市町村計画の策定、③協議会等の設置**



# 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果(令和2年度概要版抜粋)

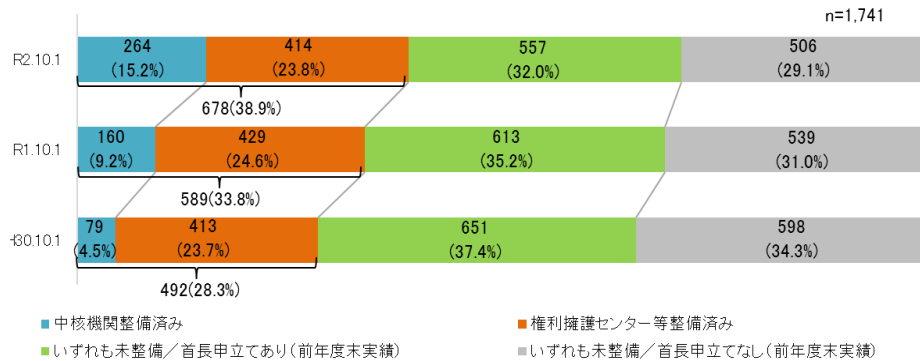
調査概要: 全国の市町村(1,741自治体)及び47都道府県

調査時点: 令和2年10月1日(一部の調査項目は令和元年度実績等)

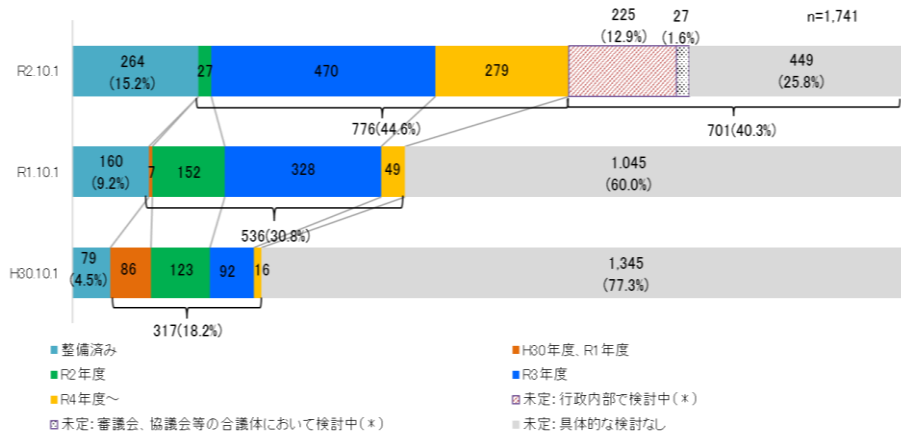
※数値は速報値であり、今後変動する可能性がある。

## 1 中核機関等の整備状況 <R2.10時点: 678市町村(38.9%)⇒R3年度末見込: 961市町村(55.2%)>【KPI: 1,741市町村】

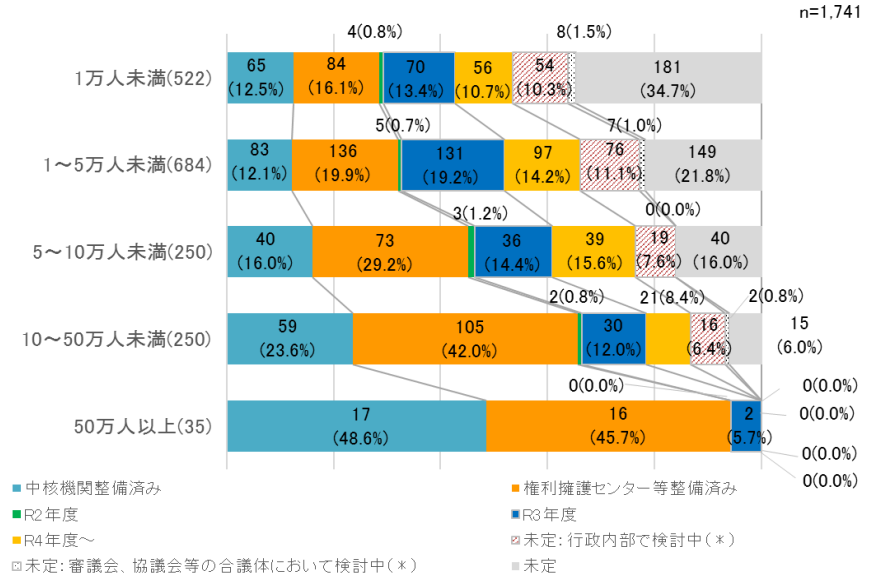
### ●中核機関及び権利擁護センター等の整備状況等<全体>



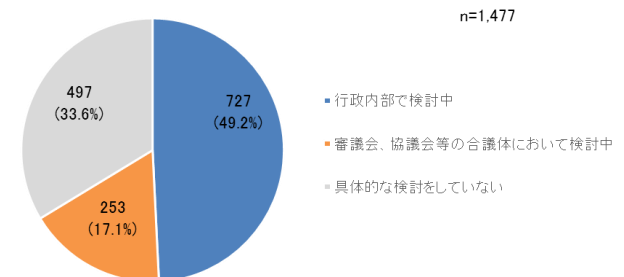
### ●中核機関の整備(予定)時期<全体>



### ●中核機関及び権利擁護センター等の整備状況等<自治体規模別>



### ●中核機関未整備市町村における検討状況<未整備1,477自治体>



### (令和2年度)

#### 令和3年3月29日 ● 第7回 成年後見制度利用促進専門家会議

- ・中間検証報告書のフォローアップ①(関係各省庁・最高裁からの主な取組の報告)
- ・成年後見制度利用促進に関する現状確認
- ・検討の進め方とWGの設置
- ・各委員からの意見「現行計画と取組に対する考え等」

### (令和3年度)

#### 令和3年4月～ ● ワーキング・グループでの検討開始

- 地域連携ネットワークWG (7回)
- 成年後見制度の運用改善等に関するWG (1回)

#### 令和3年6月28日 ● 第8回 成年後見制度利用促進専門家会議

- ・中間検証報告書のフォローアップ②(関係各省庁・最高裁からの主な取組の報告)
- ・各WGにおける主な意見の確認
- ・委員意見交換

#### 令和3年7月30日 ● 第9回 成年後見制度利用促進専門家会議

- ・「次期基本計画」中間とりまとめ(案)に係る意見交換等

#### 令和3年8月 4日 ● 次期成年後見制度利用促進基本計画 中間とりまとめ 公表

### 3 ワーキング・グループの構成等について

○各WGの主査として、各WGに関連する厚生労働省の研究事業等の実施に関係が深い委員を置く。

○WGの構成員は、委員の希望を勘案しつつ、各論点に深い見識を持つ者とする。

(ただし、各委員は、構成員にならないWGについても、オブザーバーとして参加可能。)

WG名	主査	論点と主な課題
地域連携 ネットワークWG	上山委員	<b>権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○KPI達成に向けた取組 (全市町村での中核機関整備、全地域での4機能確保)</li><li>○ネットワークの機能強化</li><li>○ネットワークの体制拡大</li></ul>
福祉・行政と司法 の連携強化WG	山野目委員	<b>福祉・行政と司法の連携強化</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○福祉・行政による支援と成年後見制度による監督の考え方の整理を踏まえた、中核機関・家庭裁判所の対応充実</li><li>○福祉(関係機関等)や行政(中核機関)から司法(家庭裁判所)、司法(家庭裁判所)から福祉(関係機関等)や行政(中核機関)への連携の強化</li></ul>
成年後見制度の 運用改善等に関するWG	新井委員	<b>成年後見制度の運用改善等のあり方</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○各種意思決定支援ガイドラインの運用</li><li>○後見人等の選任・交代の推進</li><li>○必要に応じた制度のあり方の検討</li></ul>

- **次期成年後見制度利用促進基本計画  
中間とりまとめ（概要）**

# 次期成年後見制度基本計画中間とりまとめに当たっての基本的な考え方 ～地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 次期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

## 地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク

高齢者支援の  
ネットワーク

障害者支援の  
ネットワーク

権利擁護支援の  
地域連携ネットワーク

子ども支援の  
ネットワーク

地域社会の見守り等の  
緩やかなネットワーク

生活困窮者支援の  
ネットワーク

自立した生活と地域社会への包容

権利擁護支援

(本人を中心にした支援・活動の共通基盤となる考え方)

意思決定支援

権利侵害の回復支援

# 権利擁護支援の地域連携ネットワークの持続的な機能強化に関する基本方針

- 地域連携ネットワークについては、全国どの地域においても、尊厳をもったその人らしい生活を継続することができるよう、必要な人が成年後見制度を利用できるようにすることを目的として、市町村が主体となって体制整備を進めてきた。そして、市町村による中核機関の整備等によって、地域連携ネットワークにおける広報・相談の取組が進んできており、必要な人が成年後見制度を利用できる体制が全国各地で構築されつつある。
- 一方で、現行計画の取組では、人口規模が小さく、社会資源等が乏しい町村部などで体制整備が十分に進んでいない。
- また、今後は、尊厳をもったその人らしい生活の継続にふさわしい形で成年後見制度の利用が促進されるよう、これまでの広報・相談の取組に加えて、後見人等の受任者調整を含めた制度の利用促進や後見人等の支援を充実させていく必要がある。

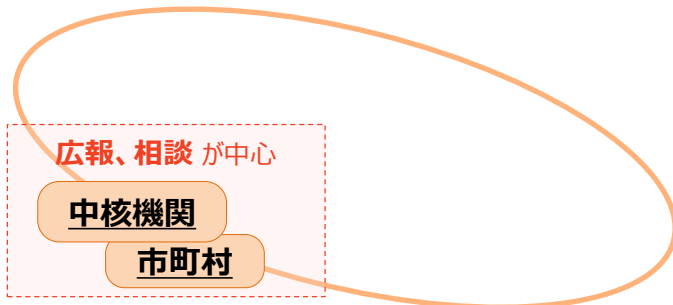
## (基本方針)

今後、2025年を迎えて認知症高齢者が増加するなどして、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが更に多様化、増大する見込みに対応し、地域連携ネットワークが多様な主体の積極的な参画の下で持続可能な形で運営されるようにするため、次の取組を行う。

- ① **都道府県による市町村体制整備支援の機能を強化し**、小規模市町村などの**中核機関等の体制整備・地域連携ネットワークの構築を促進する**。**中核機関のコーディネート機能の強化等により**、
- ② **住民同士の「互助」、「福祉」による支援、「司法」による支援の各々における権利擁護支援機能を強化し**、
- ③ **地域連携ネットワーク関係者の連携・協力関係を強化する**。

## 現行計画における地域連携ネットワークづくりの方針

- 市町村による中核機関の整備を通じた、地域連携ネットワークの構築の推進



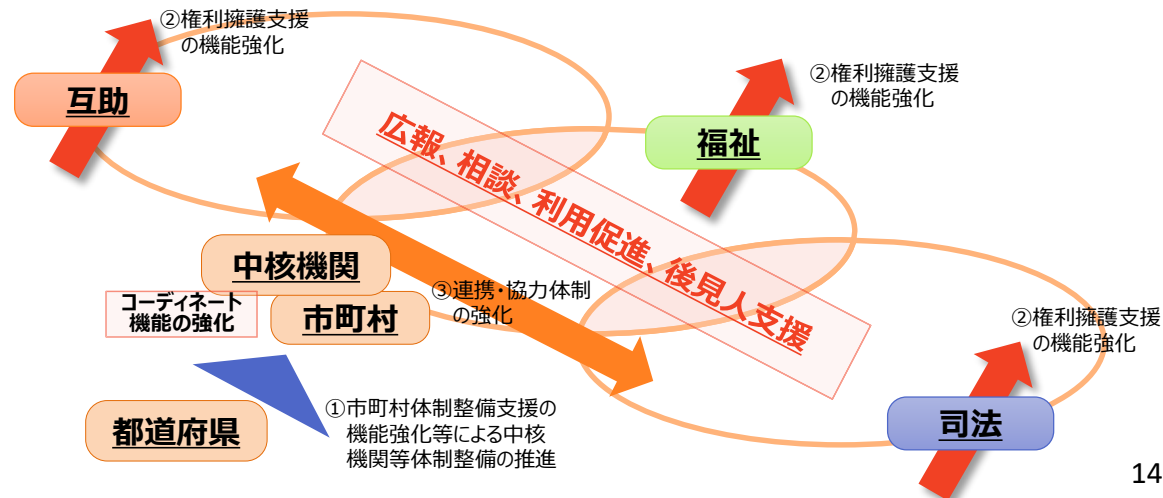
## 課題

中核機関を中心としたスキームであるため、

- 人口規模が小さく、社会資源等が乏しい町村部などで、中核機関等の体制整備や地域連携ネットワークの構築が十分に進んでいない。
- 中核機関に各種取組の実施が偏重しやすく、地域連携ネットワーク全体としての機能強化が進みにくい。

## 次期計画における地域連携ネットワークづくりの方針

- ① 都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進（現行計画の課題への取組）
- ② 多様な主体による権利擁護支援の機能強化（次期計画の推進）
- ③ 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化（次期計画の推進）



# 次期成年後見制度利用促進基本計画 中間とりまとめの構成

前文 ○中間とりまとめまでの経緯

## ○中間とりまとめに当たっての基本的な考え方

### I 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化

#### 1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの持続的な機能強化に関する基本方針

##### (1) 基本方針

- ①都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進
- ②多様な主体による権利擁護支援の機能強化
- ③地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化

##### (2) 地域連携ネットワークづくりの基本的考え方

##### (3) 地域連携ネットワークづくりの主体

##### (4) 市町村の役割

#### 2 都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進

##### (1) 都道府県の基本的な役割

##### (2) 都道府県による市町村体制整備支援の機能強化

##### (3) 市町村への具体的な支援内容及び都道府県自らの取組

- ①継続的な研修の実施
- ②都道府県単位での連携のしくみを通じた実態把握等
- ③市町村等への情報提供や相談対応
- ④市町村の課題に応じた支援や調整の実施
- ⑤都道府県自らの取組の実施

#### 3 多様な主体による権利擁護支援の機能強化

##### (1) 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化

##### (2) 担い手の確保・育成等

- ①市民後見人の育成・活躍支援
- ②法人後見の担い手の育成
- ③専門職後見人の確保・育成

(3) 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化

#### 4 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化

(1) 中核機関のコーディネート機能の強化による地域連携ネットワークの機能強化

- ①機能強化の基本方針
- ②広報及び相談の機能強化
- ③受任者調整及び後見人支援の機能強化
- ④地域連携ネットワークの更なる機能強化の検討

(2) 地域連携ネットワークの更なる機能強化に向けた関係機関の連携推進

(3) 権利侵害の回復支援における市町村の対応

- ①市町村の責務
- ②市町村長申立の適切な実施

(4) 家庭裁判所の役割と連携に向けた取組

(5) 専門職団体の役割と連携に向けた取組

(6) 新たな連携・協力体制の構築

### II 本人のための成年後見制度の運用改善等

#### 1 高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援とその浸透

(1) 成年後見制度の利用促進における意思決定支援の浸透

(2) 様々な分野における意思決定支援の浸透

#### 2 適切な後見人等の選任・交代の推進等

#### 3 任意後見・補助・保佐の利用促進等

(1) 任意後見・補助・保佐の利用促進

(2) 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に関する取組

※赤字・下線部は次頁以降で概要を掲載。

# 権利擁護支援の地域連携ネットワークの持続的な機能強化に関する取組

- 地域連携ネットワークは、全国どの地域においても、尊厳をもったその人らしい生活を継続することができるよう、必要な人が成年後見制度を利用できるようにする観点から、市町村が主体となって取り組む必要がある。この際、地域の実情に応じ、重層的なしくみにすることなど柔軟な実施体制を検討する。
- 権利擁護支援を必要としている人の中には、孤独・孤立の問題を抱えている人がいる。こうしたことから、制度による対応だけでなく、住民同士のつながりや支え合い、社会参加の支援等も重要である。  
そのため、地域連携ネットワークづくりは、地域共生社会実現のための包括的な支援体制や、地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存のしくみ、地域福祉の推進などと有機的な連携を図りつつ総合的に進める。
- 以上を踏まえた上で、地域連携ネットワークの持続的な機能強化を図るため、以下の取組を進める。

## ① 都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進（現行計画の課題への取組）

### ○ 都道府県の基本的な役割

- ・ 都道府県は、管内市町村の体制整備の推進や市町村単位では解決が困難な広域的な課題への対応など、市町村では担えない役割が期待され、小規模市町村を始めとした市町村における地域連携ネットワークづくりを促進する。

### ○ 市町村体制整備支援の機能強化と具体的支援・取組

- ・ 都道府県は、「市町村等が対応する支援困難事案等に対して、その内容を把握した上で、各分野の専門職が総合的に相談対応を行うしくみ」、「市町村の地域連携ネットワークづくりを後押しするため、都道府県でも、家庭裁判所や、専門職団体、都道府県社会福祉協議会、当事者団体等との連携のしくみ」をつくる。
- ・ その上で、「継続的な研修の実施」、「実態把握等」、「市町村等への情報提供や相談対応」、「市町村の課題に応じた支援や調整の実施」、「都道府県自らの取組の実施（例：担い手の確保、市町村・中核機関職員等の継続的な資質の向上など）」を行い、管内市町村の体制整備をはじめとした取組を進める。
- ・ 国は、都道府県が上記の取組を進めることができるよう、都道府県職員向け研修の拡充、専門アドバイザーの養成、好事例の共有などを行う。



## ② 多様な主体による権利擁護支援の機能強化（次期計画の推進）

### ○ 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化

- ・ 都道府県等は、専門職団体の協力を得て、親族後見人や市民後見人等に対して、意思決定支援研修等を継続的に行う。市町村・中核機関は、地域住民や福祉・司法の関係者等に対して、権利擁護支援に関する研修等を行う。
- ・ 互助・福祉・司法の支援を効果的に行うために、国は、オンライン活用や、意思決定支援の指導者育成、成年後見制度利用促進ポータルサイトでの最新の情報等の紹介などに取り組む。

### ○ 担い手の確保・育成等

- ・ 国、地方公共団体、地域の関係者は、それぞれの役割に応じ、市民後見人、法人後見、専門職後見人等の確保・育成を継続的に行う。
- ・ 市民後見人の育成・活躍支援は、地域共生社会の実現に資する人材育成や参加支援、地域づくりなどの観点から進める。市民後見人が全国各地で育成され、意思決定支援など幅広い場面で活躍できるよう、関係機関が密接に連携して取り組む。地方公共団体と家庭裁判所等が連携し、育成方法、支援体制のあり方、市民後見人の選任に適した事案のイメージ等について、情報共有・意見交換を図る。
- ・ 法人後見は、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事案への対応などの観点から、全国各地で取組を推進していく。国は、養成研修プログラムの検討、虐待等の支援困難な事案の後見業務を広域で実施する法人に都道府県・市町村が適切に関与するしくみ等を検討する。

### ○ 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化

- ・ 国は、地域の関係者が本人の尊厳保持のために適切な支援の組合せを検討することができるようにするための「チェックシート」を各地域に周知する。
- ・ 国は、成年後見制度の利用を必要とする人が、適切に日常生活自立支援事業等から移行できるよう実施体制の強化を行うとともに、同事業の効果的な実施方策を検討する。

## ③ 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化（次期計画の推進）

### ○ 中核機関のコーディネート機能の強化による地域連携ネットワークの機能強化

- ・ 中核機関のコーディネート機能を強化することで、地域連携ネットワーク全体としての広報・相談対応や、受任者調整・後見人支援の持続的な強化を図る。
- ・ 市町村・中核機関は、コーディネート機能及びその前提となる情報収集能力を強化するため、アウトリーチによる潜在化した権利擁護支援ニーズ等の情報収集や、権利擁護支援に関する知見のある専門職の配置等による専門的助言の確保等に努める。

### ○ 権利侵害の回復支援における市町村の対応

- ・ 市町村長申立が適切に実施されるため、都道府県による実務を含めた研修の実施や市町村への個別の働きかけのほか、国は、審判請求に係る市町村間の調整の円滑化、市長村申立の実態等の把握を踏まえた適切な実施に向けた対応を進める。

### ○ 家庭裁判所の役割と連携に向けた取組

- ・ 各家庭裁判所には、地域連携ネットワークの整備・機能強化や成年後見制度の運用改善等に向けて、その支部や出張所を含め、地方公共団体、中核機関、専門職団体、協議会等と積極的に連携し、取組情報の交換や意見交換を図ることが期待される。

### ○ 新たな連携・協力体制の構築

- ・ 国は、地域連携ネットワークに民間事業者等多様な主体が参画する取組、身寄りのない人等への生活支援サービスの信頼性向上の取組、住民や多様な主体の理解・共感・参画を得た寄付等を活用した権利擁護支援の取組を各地域で推進するために必要な方策を検討する。
- ・ 金融機関は、地域連携ネットワークとの連携による見守り等の役割の発揮、権利侵害の防止も重視した対応が期待される。国は、金融機関に対して、成年後見制度や権利擁護支援の理解を促進するため、周知等を行う。

# 本人のための成年後見制度の運用改善等に関する取組

## 高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- 意思決定支援の理念が地域に浸透することにより、尊厳をもったその人らしい生活を継続することができる社会の実現に適う。
- 後見人等は、本人の意思決定支援の観点から、本人の意思を尊重し、法律行為の内容にそれを反映する必要がある。
- 後見人等が意思決定支援を踏まえた後見事務を行うに当たっては、日常的に本人へのチーム支援を行う様々な関係者が意思決定支援の考え方を理解し、実践することが重要である。また、家庭裁判所職員における意思決定支援についての理解と、意思決定支援を踏まえた対応も重要。
- 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の普及・啓発に当たっては、同ガイドラインが示す原則的な考え方やチームによる支援の重要性のほか、本人の意思・選好を記録し関係者が確認できるしくみの紹介などの実践につながる普及・啓発を併せて行うことに留意する。
- 各種意思決定支援に関するガイドライン等について、引き続き研修等で活用するなど、幅広い関係者に普及・啓発を行っていく必要がある。
- 意思決定支援の取組が、保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者や地域住民に浸透するよう、各ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方についての議論を進め、その結果を整理した資料を作成し、研修等を通じて継続的に普及・啓発を行う。
- 地域住民への意思決定支援の浸透は、市民後見人の果たす役割も大きい。国は、市民後見人養成研修修了者が、地域で行われている身寄りのない人等への生活支援等のサービス提供の際に行われる意思決定支援に参画できる方策を検討する。

## 任意後見・補助・保佐の利用促進等

- 行政、専門職団体、各地域の相談窓口等において、任意後見・補助・保佐に関する周知活動を強化する。任意後見制度については、地域の実情に応じて、公証人が遺言制度と併せて周知するなど、公証役場や法務局等の関係機関と連携して周知活動を行うことが効果的である。
- 今後、任意後見制度の利用が増加することを想定し、各地域において、社会福祉協議会を含め、適切な担い手の育成を進める必要がある。
- 任意後見制度の周知は、判断能力が低下した場合には速やかに任意後見監督人の選任の申立てをする必要があることも含めて行うことが重要であり、公証人は、任意後見契約締結時に、そのことを丁寧に説明し、理解を得る必要がある。
- 国は、任意後見契約において適切な時機に任意後見監督人の選任の申立がされる方策などについて、引き続き検討する。

- **令和 4 年度概算要求**



# 令和4年度 厚生労働省予算概算要求における重点要求

新型コロナウイルス感染症から国民の命・暮らし・雇用を守る万全の対応を引き続き行うとともに、感染症を克服し、ポストコロナの新たな仕組みの構築、少子化対策、デジタル化、力強い成長の推進を図ることにより、一人ひとりが豊かさを実感できる社会を実現するため、以下を柱に重点的な要求を行う。

## 新型コロナの経験を踏まえた柔軟で強靱な保健・医療・介護の構築

### <新型コロナ克服の保健・医療等体制の確保>

- ◆ 新型コロナから国民を守る医療等提供体制の確保
- ◆ PCR検査等の検査体制の確保
- ◆ 保健所・検疫所等の機能強化
- ◆ ワクチン接種体制の構築
- ◆ 医療用物資等の確保・備蓄等

### <ワクチン・治療薬等の研究開発の推進等>

- ◆ ワクチンの研究開発・生産体制の戦略的な強化
- ◆ 治療薬の研究開発・実用化の支援

### <地域包括ケアシステムの構築、データヘルス改革等>

- ◆ 地域医療構想・医師偏在対策・医療従事者の働き方改革の推進
- ◆ 自立支援・重度化防止、認知症施策の推進、介護の受け皿整備・介護人材の確保の推進
- ◆ 予防・重症化予防・健康づくり、データヘルス改革の推進

## ポストコロナに向けた「成長と雇用の好循環」の実現

### <雇用維持・労働移動・人材育成>

- ◆ 雇用の維持・在籍型外向の取組への支援
- ◆ 女性・非正規雇用労働者へのマッチングやステップアップ支援、新規卒者等への就職支援
- ◆ デジタル化の推進、人手不足分野への労働移動の推進

### <多様な人材の活躍促進>

- ◆ 女性活躍・男性の育休取得促進
- ◆ 就職氷河期世代の活躍支援
- ◆ 高齢者の就労・社会参加の促進
- ◆ 障害者の就労促進、外国人の支援

### <働きやすい職場づくり>

- ◆ 良質なテレワークの導入促進
- ◆ 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等の推進、同一労働同一賃金など公正な待遇の確保
- ◆ 総合的なハラスメント対策の推進

## 子どもを産み育てやすい社会の実現

### <子育て家庭や女性の包括支援体制>

- ◆ 母子保健と児童福祉の一体的な支援体制の構築
- ◆ ヤングケアラー等への支援
- ◆ 困難な問題を抱える女性への支援
- ◆ 生涯にわたる女性の健康の包括的支援

### <児童虐待防止・社会的養育の推進、ひとり親家庭等の自立支援>

- ◆ 地域における見守り体制の強化
- ◆ 里親委託の推進や施設退所者等の自立支援
- ◆ ひとり親家庭等への就業支援を中心とした総合的支援

### <不妊症・不育症の総合的支援>

- ◆ 不妊治療の保険適用
- ◆ 不妊治療と仕事の両立支援

### <総合的な子育て支援>

- ◆ 「新子育て安心プラン」等に基づく受け皿整備
- ◆ 保育人材確保のための総合的な取組

## 安心して暮らせる社会の構築

### <地域共生社会の実現等>

- ◆ 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援
- ◆ 生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺対策、孤独・孤立対策
- ◆ 成年後見制度の利用促進

### <障害児・者支援等>

- ◆ 医療的ケア児への支援の拡充
- ◆ 依存症対策の推進

### <水道、戦没者遺骨収集、年金、被災地支援等>

- ◆ 水道の基盤強化
- ◆ 戦没者遺骨収集等の推進
- ◆ 安心できる年金制度の確立
- ◆ 被災地における心のケア支援、福祉・介護提供体制の確保

全世代型社会保障・一人ひとりが豊かさを実感できる社会の実現

# 安心して暮らせる社会の構築

## 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

### ○相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進 148億円（116億円）

- 属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施 等

### ○生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺総合対策、孤独・孤立対策の推進 811億円\*(674億円)

- 民間団体との連携・ICTの活用等による生活困窮者自立支援の体制・機能の強化、住居確保給付金等による住まい確保の支援
- 生活保護関係業務のデジタル化の推進、保護決定等の体制強化
- 地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援
- ひきこもり地域支援センターの中核市等への設置、支援内容の充実（再掲）
- SNS等を活用した自殺防止対策に係る相談体制の強化、相談に対応する人材の養成
- 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの実施（再掲） 等

### ○成年後見制度の利用促進 9.5億円（5.9億円）

- 都道府県による市町村支援と中核機関のコーディネート機能の強化等による地域連携ネットワークづくりの推進
- 意思決定支援を推進する人材養成・体制整備等による成年後見制度利用者等への権利擁護支援の強化 等

※9.5億円のうち要望枠が4.1億円

## 障害児・者支援、依存症対策の推進

### ○障害児・者支援、依存症対策の推進 618億円（583億円）

- 障害福祉サービス事業所等の整備、地域生活支援の拡充
- 新生児聴覚検査及び難聴児早期支援の推進、医療的ケア児への支援の拡充
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 地域における依存症医療・相談支援体制の整備、民間団体の支援

## 水道の基盤強化

### ○水道の基盤強化 633億円（395億円） ※他府省分を含む

- 水道施設の耐災害性強化、水道事業の広域化・IoT活用等の推進

※「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく水道施設の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」を踏まえ、予算編成過程で検討する。

## 戦没者遺骨収集等の推進

### ○戦没者遺骨収集等の推進 34億円（28億円）

- 現地調査の計画的実施、DNA鑑定の体制整備、新たな鑑定技術の研究・活用 等

## 安心できる年金制度の確立

### ○持続可能で安心できる年金制度の運営 12兆7,286億円（12兆6,213億円）

## 被災地における心のケア支援等

### ○被災地における心のケア支援、福祉・介護サービス提供体制の確保 3.9億円（3.9億円）

# 次期成年後見制度利用促進基本計画を通じた持続可能な権利擁護支援の推進

令和4年度要求額 9.5億円（令和3年度予算額5.9億円）

- 次期基本計画期間に2025年を迎え、認知症高齢者等の増加が見込まれるなど、高まる成年後見制度の利用等のニーズに対応できる地域の体制整備が喫緊の課題である。
- 市町村による中核機関の整備と地域連携ネットワークの構築を推進するとともに、地域連携ネットワークにおける互助・福祉・司法の3つの支援の機能強化と、関係者間の連携・協力体制の強化を図り、持続可能な権利擁護支援を推進する。

## 1 都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進（現行計画の課題への取組）

### (1) 自治体・中核機関における権利擁護支援体制の強化（都道府県による司法専門職・家庭裁判所との連携基盤づくり）

- 都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるとともに、専門職などによる助言等が得られる体制を確保することで、市町村による中核機関の整備等を推進する。
- 「成年後見制度利用促進現状調査等事業」を通じ市町村や中核機関の取組状況や課題等を把握するとともに、これらの実態を踏まえて、市町村支援を図るカリキュラムを追加した「成年後見制度利用促進体制整備研修」を実施することで、都道府県の市町村支援機能を強化する。

## 2 多様な主体による権利擁護支援の機能強化（次期計画の推進）

### (1) 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化

- 都道府県・市町村・中核機関による、市民後見人や福祉・司法の関係者を対象にした意思決定支援や権利擁護支援に関する研修等を推進する。
- 互助・福祉・司法の支援を効果的に行うオンライン活用や、互助・福祉等の支援からの成年後見制度等への移行を推進する。

### (2) 任意後見・補助・保佐等の広報・相談の機能強化

- 任意後見制度や補助・保佐類型等の全国的な広報を実施するほか、中核機関等に対する専門的な相談・助言体制を整備する。

## 3 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化（次期計画の推進）

### (1) 自治体・中核機関における権利擁護支援体制の強化（中核機関等のコーディネート機能の強化）

- 中核機関のコーディネート機能を強化することで、地域連携ネットワーク全体としての情報収集・相談機能や、受任調整機能を強化する。
- 市町村間や近隣中核機関間の連携を図る取組を支援することで、広域連携に係るコーディネート機能を強化する。

### (2) 新たな連携・協力体制を構築するモデル事業の実施

- 地域連携ネットワークにおける民間団体等多様な主体の参画、地域生活における意思決定等の支援、寄付等の活用など新たな支え合いを進める取組の実施方策の検証を行うモデル事業を実施する。

# 自治体・中核機関における権利擁護支援体制の強化

(生活困窮者就労準備支援事業等補助金:「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」)

令和4年度要求額(令和3年度予算額)

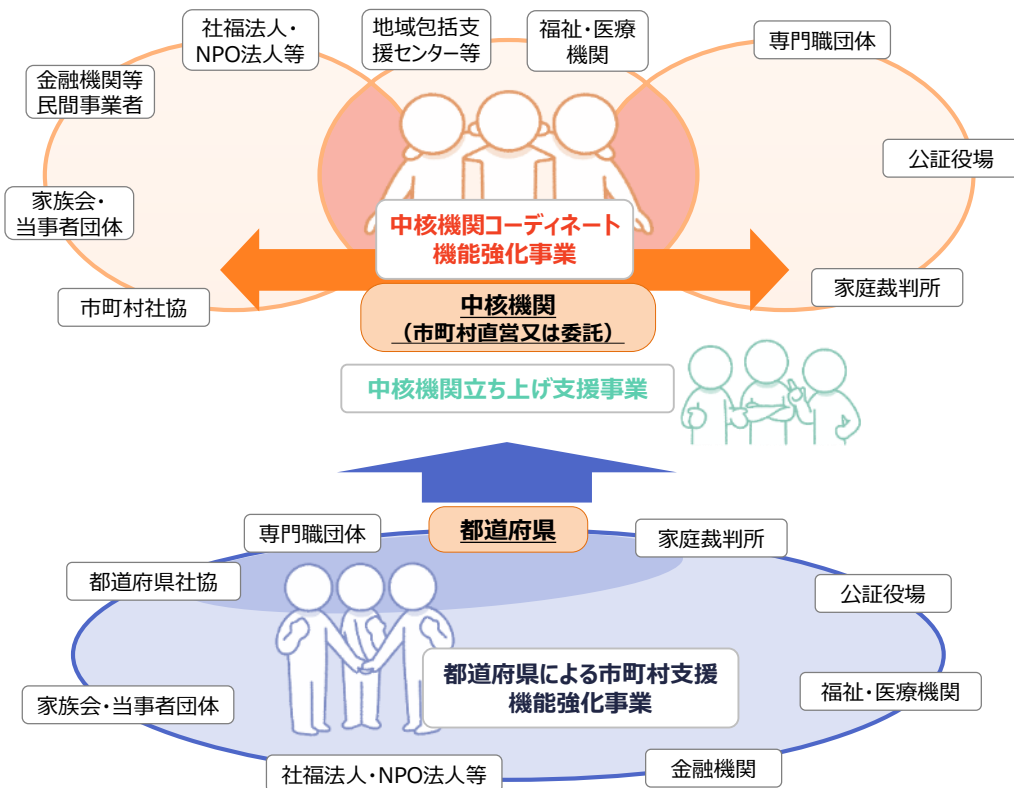
451,060千円(358,357千円)

## 【要旨】

- 人口規模が小さく、社会資源等が乏しいことから、中核機関の整備状況が十分でない町村部を含めた市町村の体制整備を後押しするため、都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるとともに、専門職などによる助言等が得られる体制づくりを進める。
- 市町村においては、中核機関等の体制整備を進め、中核機関の立ち上げ後は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、広域的な連携の推進を含め中核機関のコーディネート機能の強化を図る。

## 事業内容

### ● 事業の実施・関係性のイメージ



### ○ 中核機関コーディネート機能強化事業【実施主体：市町村（委託可）】

- 中核機関における情報収集・相談対応に関する調整機能強化、法的課題解決後の市民後見人への交代等を想定した方針検討等を行う受任調整、市町村間や近隣中核機関間の連携を図る取組を行う市町村に補助を行う。

<基準額> 1,500千円/取組 (1市町村あたり最大4,500千円)

【加算】①調整体制の強化、②受任調整の仕組み化、③広域連携の実施

<補助率> 1/2

### ○ 中核機関立ち上げ支援事業【実施主体：市町村（委託可）】

- 市町村での中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施等について補助を行う。

<基準額> 600千円

<補助率> 1/2 (人口5万人未満の場合は、3/4に引き上げ)

### ○ 都道府県による市町村支援機能強化事業【実施主体：都道府県（委託可）】

- 司法専門職や家裁等との定期的な協議と市町村職員向け研修を実施する都道府県に補助を行う。また、相談窓口を設置し、各アドバイザーの派遣等を行う場合は加算する。

<基準額> 1,000千円/必須取組  
4,000千円/加算取組 (1都道府県あたり最大10,000千円)

【必須】①司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施  
②市町村・中核機関等の職員向け研修の実施

【加算】①体制整備アドバイザーの配置・派遣  
②相談窓口の設置と専門的支援アドバイザーの配置・派遣

<補助率> 1/2 (4つの取組をすべて実施の場合は、3/4に引き上げ)

# 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化

(生活困窮者就労準備支援事業等補助金:「互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業」)

令和4年度要求額(令和3年度予算額)

211,500千円(一千円)

## 【要旨】

- 成年後見制度利用促進が地域・福祉・司法など様々な分野・主体に関わるものであることを鑑み、また今後は、制度の利用者が増加する見込みであることに対応するため、中核機関による支援のみならず、住民等による「互助」、「福祉」による支援、「司法」による支援の各々において、権利擁護支援機能を強化することが重要。
- 具体的には、互助・福祉・司法における意思決定支援の基盤づくり、オンライン等を活用した効果的な支援の実施、互助・福祉等の支援から成年後見制度等への適切な移行を行う取組を進める。

## 事業内容

### ○ 市民後見人、福祉・司法関係者等への意思決定支援研修事業【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

- 令和2年度に国において作成した「意思決定支援研修」のカリキュラムや教材等を用いて、都道府県等において、親族後見人等を対象にした研修を実施する。
- この他、市町村等の実情に応じて、地域の互助・福祉・司法の関係者を対象に、権利擁護支援の強化を図る研修に取り組む。

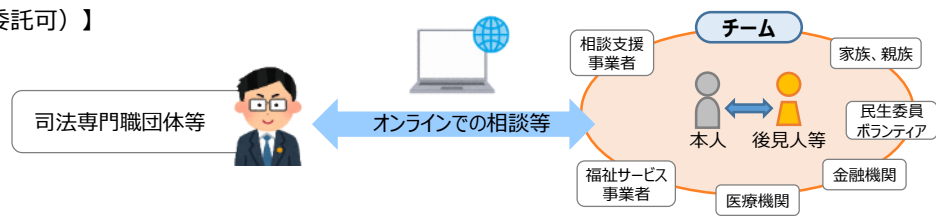
<基準額> ①意思決定支援研修の実施 1,000千円  
②その他、権利擁護支援の強化を図る研修の実施 300千円  
<補助率> 1/2



### ○ 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

- 中山間地、離島などの市町村において、司法専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、オンラインの活用を図る。

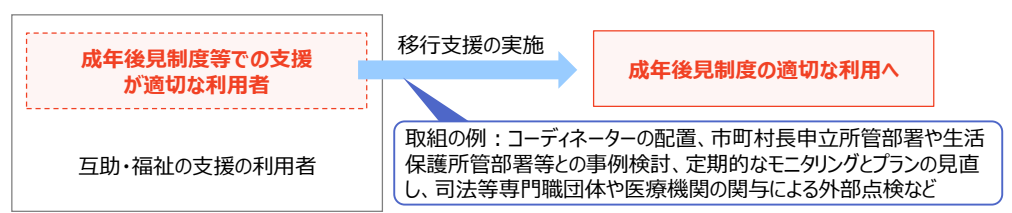
<基準額> 300千円  
<補助率> 1/2



### ○ 成年後見制度等への移行支援事業【実施主体：都道府県・指定都市（委託可）】

- 互助・福祉の支援（例：日常生活自立支援事業など）から、成年後見制度等への移行を進める取組に対して補助を行う。

<基準額> 5,000千円  
<補助率> 1/2





# 新たな連携・協力体制を構築するモデル事業の実施

(生活困窮者就労準備支援事業等補助金:「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

令和4年度要求額(令和3年度予算額)  
75,000千円(一千円)

## 【要旨】

- 次期基本計画期間に2025年を迎え、認知症高齢者の増加などにより、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズの高まりが想定される。相続や不動産売却処分などの法律行為が必要な場合など、成年後見制度による支援が必要な方が適切に制度を利用できるようにするとともに、広範な権利擁護支援ニーズに対応していくためには、多様な主体の参画を得て、権利擁護支援に係る新たな連携・協力による支援体制を構築することが肝要。
- 一方で、寄付等の活用や民間団体等の参画を促す際には、利益相反関係が生じる可能性があるなど、このような体制を全国的に拡大していくためには、予めルールやスキームを整理する必要がある。
- 本事業では、自治体において、多様な主体の参画による権利擁護支援に係る連携・協力体制づくりをモデル的に実施し、新たな支え合いの構築に向け、取組の効果や取組の拡大に向け解消すべき課題等の検証を行う。

## 事業内容

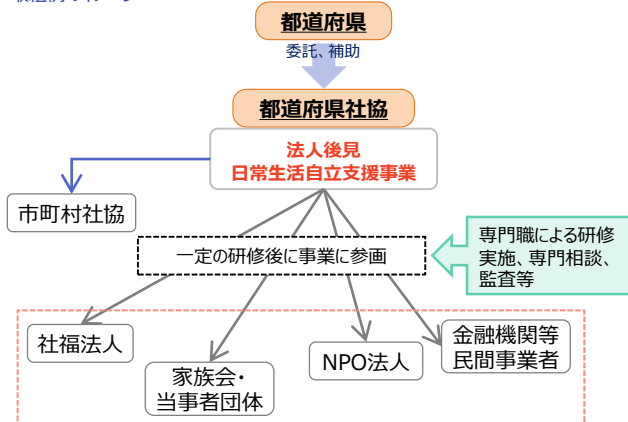
### ○ 持続可能な権利擁護支援モデル事業【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

<基準額> 1自治体あたり 10,000千円  
<補助率> 3/4

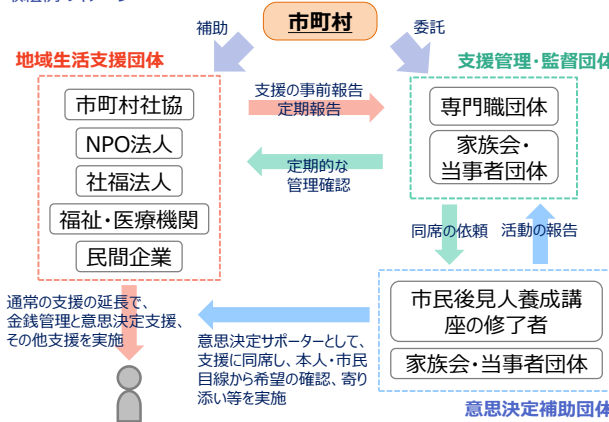
### ① 地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組

取組例のイメージ



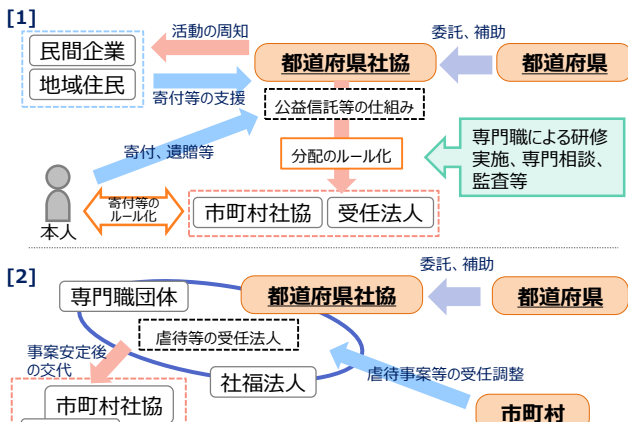
### ② 簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組

取組例のイメージ



### ③ 寄付等の活用[1]や、虐待案件等を受任する法人後見[2]など、都道府県の機能を強化する取組

取組例のイメージ



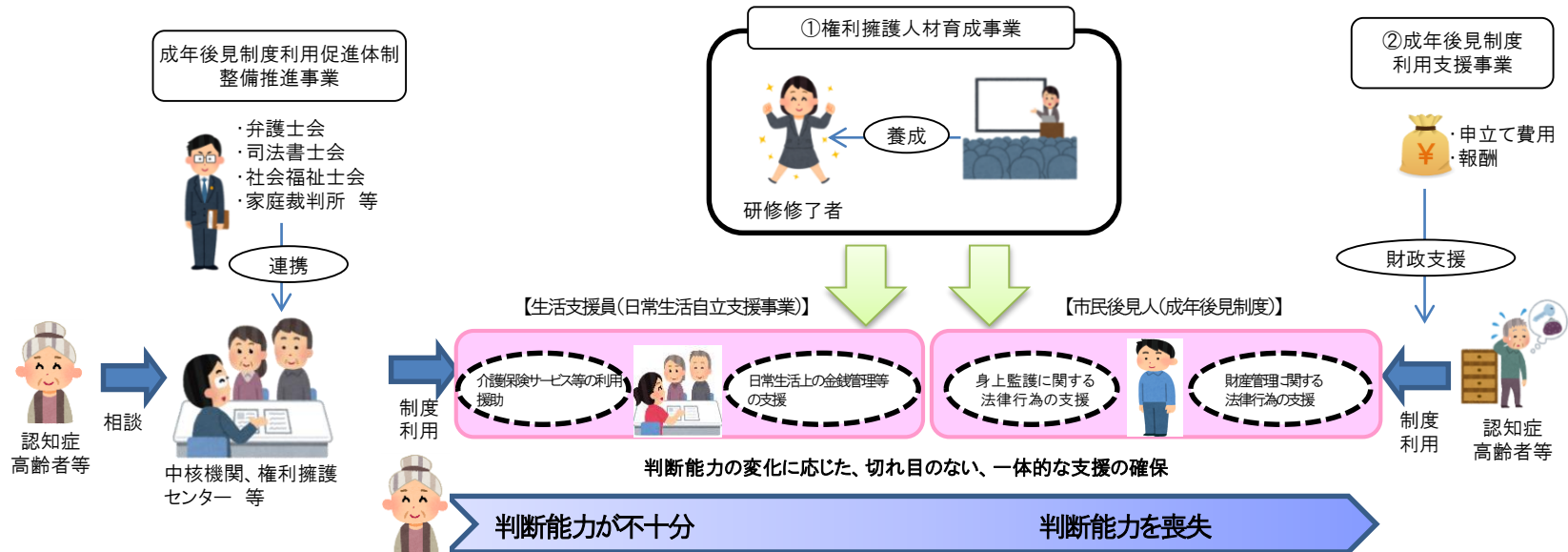
# 認知症高齢者等の権利擁護に関する取組の推進

今後、高齢化に伴い認知症高齢者等の増加が見込まれる中、認知症高齢者等がその判断能力に応じて必要な介護や生活支援サービスを受けながら日常生活を過ごすことができるよう、認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、認知症高齢者等の権利擁護に関する取組を推進。

## 事業内容(令和4年度概算要求)

(令和4年度概算要求額は令和3年度予算額と同額)

- ① 権利擁護人材育成事業** **地域医療介護総合確保基金(介護分)** (令和4年度概算要求) **137億円の内数**  
 成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。
- ② 成年後見制度利用支援事業** **地域支援事業** (令和4年度概算要求) **1,942億円の内数**  
 低所得の高齢者に対する成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等に対する報酬及び成年後見制度利用促進のための広報・普及活動に対して助成を行う。



## 障害者に対する成年後見制度関係の事業について

### 令和4年度要求額

- ① 成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業費等補助金545億円の内数）
  - ・事業内容：成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。
  - ・実施主体：市町村
- ② 成年後見制度法人後見支援事業（地域生活支援事業費等補助金545億円の内数）
  - ・事業内容：市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修等を実施する。
    - (1) 法人後見実施のための研修
    - (2) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
    - (3) 法人後見の適正な活動のための支援
    - (4) その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業
  - ・実施主体：市町村
- ③ 成年後見制度普及啓発事業（地域生活支援事業費等補助金545億円の内数）
  - ・事業内容：成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。
  - ・実施主体：都道府県、市町村

# 4

## ・今後の予定



## ＜福祉・行政と司法の連携強化ワーキング・グループ関係＞

- 市町村における協議会等の効果的な運営や市町村計画のあり方
- 都道府県単位の協議会等合議体のあり方
- 後見人等の持続可能な育成・支援体制の確保のための方策  
(適切な役割分担に向けた担い手（市民後見人、法人後見、専門職後見人等）の基本的な役割等の更なる整理を含む)
- 地域連携ネットワークが担う機能のあり方とその強化、中核機関のあり方
- 地域連携ネットワークにおける後見人等への支援及び家庭裁判所における後見人等への監督のあり方や、福祉・行政と司法との連携のあり方
- 後見人等に対する苦情への対応等を含めた後見事務に関する調整・助言・指導等や意思決定支援のあり方

## ＜成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ関係＞

- 適切な後見人等の選任・交代の推進
- 報酬のあり方等

# 次期基本計画の閣議決定に向けた今後のスケジュール予定

- 8月23日 ● **第10回 成年後見制度利用促進専門家会議**  
・委員及び当事者団体等からの意見「現場から見た中・長期的課題について」
- 9月～ ● **ワーキング・グループでの継続検討**
- 10月頃 ● **第11回 成年後見制度利用促進専門家会議**  
・次期基本計画初年度(令和4年度)の事業案(概算要求)報告  
・各WGにおける主な意見の確認  
・委員意見交換
- 12月頃 ● **第12回 成年後見制度利用促進専門家会議**  
・「次期基本計画」(案)に係る意見交換等
- 令和4年1月頃 ● **パブリックコメントの実施**
- 3月頃 ● **成年後見制度利用促進会議へ「次期基本計画」(案)の報告**  
● **「次期基本計画」閣議決定**
- ※必要に応じて、  
予備日を利用して意見交換等を実施

## 現行基本計画における4機能について（個別支援と地域の体制づくり）

地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能については、以下の意見を踏まえ、「個別支援」と「地域の体制づくり」による視点から、4機能の整理を行った。

### <専門家会議委員意見より>

- 利用促進機能の3つの異なる機能を含め、全体が4つの機能で整理されているのはわかりにくい。これを見直して、担い手の育成・活動支援等の地域全体のしくみづくりの機能がある、ということを確認し、行政の役割が強調されるべき。
- 現在の利用促進機能の内容には、異質な要素が混在していて、具体的なイメージが市町村に伝わりにくい。中でも、受任者調整機能は今後さらに重要になる、これを独立した機能として明示するのがよい。

<現行基本計画において地域連携ネットワークが担うとされている機能を整理した表>

	個別支援	地域の体制づくり
①広報機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用する本人への啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民、関係者への理解促進、認識共有</li> </ul>
②相談機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談対応</li> <li>・ 制度等の利用が必要かどうかのニーズの精査</li> <li>・ 必要な見守り体制へのつなぎ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談に対応する体制の構築</li> </ul>
③成年後見制度利用促進機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受任者調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な後見人を推薦する体制づくり</li> <li>・ 担い手の育成・活動の促進</li> <li>・ 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行</li> </ul>
④後見人支援機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親族後見人等からの相談対応</li> <li>・ 必要な事案に対するモニタリング・バックアップ</li> </ul>	—

# 次期基本計画における地域連携ネットワークの機能及び機能を強化するための取組 (案) ①

「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」は、以下の意見を踏まえ、権利擁護支援を図る3つの場面において、本人中心の「支援」の担い手である福祉・行政と司法※1など多様な主体と、「制度の運用・監督」の担い手である家庭裁判所が連携し、全国どの地域においても、尊厳をもった本人らしい生活を継続していけるようにするための権利擁護支援を行うしくみである、と整理した。

## <専門家会議委員意見より>

- 受任者調整における福祉・行政の役割は、本人の意思を尊重した上での課題解決・チーム構成を検討すること。受任者調整の機能は、家裁と福祉・行政が連携して実施するものとして地域連携ネットワークの機能に位置づけて欲しい。
- 後見人支援について、福祉・行政は本人を主体とした立場であって、後見人を指導・監督する立場にない。
- 福祉面・意思決定面においても裁判所にできることがある。後見監督の一環として相談・支援の役割を果たすことも重要。
- 家裁のアウトリーチとアセスメントの機能強化が必要。
- 裁判所は、個別事案の「支援」は難しいが、総合支援型監督人の運用や受任者調整のイメージ共有等を通じて連携することが可能。

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能	
		福祉・行政と司法など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能 ※本欄は、最高裁判所で記載
権利擁護支援を図る3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	<b>①権利擁護の相談支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人・親族、支援関係者からの相談対応、制度の説明</li> <li>制度等の利用が必要かどうかのニーズの精査</li> <li>必要な見守り体制や他の支援へのつなぎ</li> </ul>	<b>①制度利用の案内</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>裁判所の手続を利用するのに必要な情報提供・手続案内（パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブック、DVD等各種ツールの充実による手続理解の促進）</li> <li>自治体への講師派遣（広報に必要な知識面の提供）</li> <li>自治体への統計データ提供</li> </ul>
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）	<b>②権利擁護支援チームの形成支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>支援方針（課題の明確化、必要な支援の内容）の検討</li> <li>適切な申立の調整（市町村長申立の適切な実施を含む）</li> <li>後見人等がチームに参画するための支援（適切な候補者の検討、マッチング、将来的な交代も含めた初期方針の検討）</li> </ul>	<b>②適切な選任形態の判断</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>判断に必要な資料の充実（本人情報シートの作成・運用）</li> <li>適切な診断書の作成に向けた取組（本人情報シートの活用・診断書の見直し）</li> <li>後見人の柔軟な交代の運用（就任時における交代のイメージ共有等）</li> <li>選任に適した事案のイメージや考慮要素の自治体との共有</li> <li>総合支援型監督人の取組</li> </ul>
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）	<b>③権利擁護支援チームの自立支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（役割分担、支援内容の調整）、チームの自立に必要なモニタリング・バックアップ）</li> </ul> <b>&lt;チームによる支援の開始後、必要に応じて&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>後見人等やチーム関係者などからの相談対応</li> <li>チームの支援方針の再調整（後見人等の交代の検討、チームへの支援の終結に向けた確認など）</li> </ul>	<b>③適正な後見事務の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>後見業務の監督（定期的・適時の報告審査、必要に応じた指導）</li> <li>後見人からの相談等への対応（手続案内や適正な後見業務の遂行を確保するのに必要な対応として）</li> <li>後見人の解任・選任形態の見直し</li> </ul>

※1 ここでの「司法」には、家庭裁判所は含まず、専門職等の司法関係者や法律関係機関を意味する。

※2 次期基本計画で、新たに位置付ける支援については、下線で記載。



# 次期基本計画における地域連携ネットワークの機能及び機能を強化するための取組 (案) ②

福祉・行政と司法など多様な主体の連携による「支援」と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」の機能を果たすためには、地域・福祉・行政・司法・家庭裁判所等の地域連携ネットワークの関係者が自発的に協力し、以下の3つ（Ⅰ～Ⅲ）に取り組むことが必要である。（なお、市町村単位では取り組みにくい内容については、都道府県が市町村と連携しながら取り組んでいくことが重要。）

Ⅰ：異なる立場の関係者が認識や方向性を共有するための「共通理解の促進」

Ⅱ：様々な立場の関係者が活動に参加し各々ができる役割を果たすための「多様な主体の参画・活躍」

Ⅲ：多くの関係者が継続して有機的に活動するための「機能強化のためのしくみづくり」

		「支援」機能	「制度の運用・監督」機能	「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組（例）		
				Ⅰ 共通理解の促進	Ⅱ 多様な主体の参画・活躍	Ⅲ 機能強化のためのしくみづくり
権利擁護支援を図る3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	①権利擁護の相談支援	①制度利用の案内	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む）</li> <li>権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（広報を含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中核機関につなぐ各相談支援機関との連携強化</li> <li>相談・支援につなぐネットワーク関係者（当事者等団体、地域住民、民間事業者、専門職団体等）の連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各相談支援機関等の連携のしくみづくり</li> <li>成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり</li> <li>成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築</li> </ul>
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）	②権利擁護支援チームの形成支援	②適切な選任形態の判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭裁判所が後見人等を選任する際の考慮要素・本人にふさわしい受任イメージの共有と浸透</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県と市町村（・家庭裁判所の講師派遣）による地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の育成</li> <li>専門職団体による専門職後見人の育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県と市町村による市町村長申立・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築</li> <li>候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり</li> </ul>
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）	③権利擁護支援チームの自立支援	③適正な後見事務の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>意思決定支援についての理解の浸透</li> <li>後見人等の役割についての理解の浸透</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援</li> <li>制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者（当事者団体、専門職団体）との連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>後見人等単独では解決できない共通課題への支援策の構築（交代のしくみを含む）</li> <li>家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築</li> </ul>

# 参考：現行基本計画における4機能と、次期基本計画における地域連携ネットワークの機能及び機能を強化するための取組の関係性の整理

参考として、現行基本計画の4機能を、次期基本計画で位置付ける地域連携ネットワークの機能及び機能を強化するための取組を整理した表にプロットした。

		「支援」機能	「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能を強化するための取組（例）		
			I 共通理解の促進	II 多様な主体の参画・活躍	III 機能強化のためのしくみづくり
権利擁護支援を図る3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面 （成年後見制度の利用前）	<b>①権利擁護の相談支援</b> 相談機能 成年後見制度利用促進機能 （関連制度からのスムーズな移行）	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む）</li> <li>権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（広報を含む）</li> </ul> 広報機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>中核機関につなぐ各相談支援機関との連携強化</li> <li>相談・支援につなぐネットワーク関係者（当事者等団体、地域住民、民間事業者、専門職団体等）の連携強化</li> </ul> 相談機能 成年後見制度利用促進機能（関連制度からのスムーズな移行）	<ul style="list-style-type: none"> <li>各相談支援機関等の連携のしくみづくり</li> <li>成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり</li> <li>成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築</li> </ul>
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）	<b>②権利擁護支援チームの形成支援</b> 成年後見制度利用促進機能 （受任者調整）	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭裁判所が後見人等を選任する際の考慮要素・本人にふさわしい受任イメージの共有と浸透</li> </ul> 成年後見制度利用促進機能 （受任者調整）	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県と市町村（・家庭裁判所の講師派遣）による地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の育成</li> <li>専門職団体による専門職後見人の育成</li> </ul> 成年後見制度利用促進機能 （担い手の育成・活動の促進）	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県と市町村による市町村長申立・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築</li> <li>候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり</li> </ul> 成年後見制度利用促進機能 （受任者調整）
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）	<b>③権利擁護支援チームの自立支援</b> 後見人支援機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>意思決定支援についての理解の浸透</li> <li>後見人等の役割についての理解の浸透</li> </ul> 後見人支援機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援</li> <li>制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者（当事者団体、専門職団体）との連携強化</li> </ul> 成年後見制度利用促進機能 （担い手の育成・活動の促進）	<ul style="list-style-type: none"> <li>後見人等単独では解決できない共通課題への支援策の構築（交代のしくみを含む）</li> <li>家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築</li> </ul> 後見人支援機能

# 次期基本計画における権利擁護支援の地域連携ネットワークの全体イメージ図

「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」とは、権利擁護支援を図る3つの場面において、本人中心の「支援」の担い手である福祉・行政と司法などの多様な主体と、「制度の運用・監督」の担い手である家庭裁判所が連携し、全国どの地域においても、尊厳をもった本人らしい生活を継続していけるようにするための権利擁護支援を行うしくみである。

